



我が国の目標と 環境省からのZEB情報発信について

令和7年11月26日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 住宅・建築物脱炭素化事業推進室



1. 我が国の目標

気候変動問題への対応は人類共通の課題

■ 気候変動問題への対応は、科学的知見に基づく人類共通の課題。

※【IPCCの報告書（第6次評価報告書）】

- 現時点ですでに約1.1℃温暖化。
- 1.5度を大きく超えないためには、**2050年前後のCO2排出量が正味ゼロ**となる必要がある。

■ 2015年のパリ協定を基に、世界共通の長期気温目標の達成に向けて取り組みを加速。

温暖化に伴う極端現象の変化 (AR6 WG1より作成)

極端現象の種類※1、2	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
 極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
 極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
 大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
 干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成（1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価）

※1：温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：極端な高温は「可能性が非常に高い（90-100%）」大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」

※2：極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。

※3：ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。

2015年12月 パリ協定採択（COP21）

- 世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ2℃より十分低く保ちつつ（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求（1.5℃努力目標）

2021年11月 COP26

- パリ協定のルールが完成 → 「実施の時代へ」
- 1.5度目標の再確認

2023年12月 COP28

- 初めての「グローバル・ストックテイク」を完了

➡ **2025年2月に次期削減目標（NDC）を提出。
（次項以降で説明）**

平成30年 7月豪雨

気象庁：

「今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられる。」

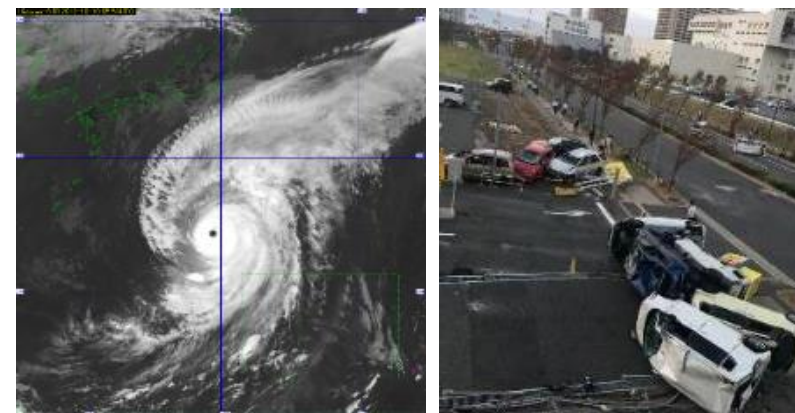
- **地球温暖化により雨量が約6.7%増加**（気象研 川瀬ら 2019）

平成30年 台風21号

非常に強い勢力で四国・関西地域に上陸。

大阪府田尻町関空島（関西空港）では最大風速46.5メートル

大阪府大阪市で最高潮位 329cm



令和元年台風19号
（ひまわり8号赤外画像、気象庁提供）

H30台風21号
大阪府咲洲庁舎周辺の車両被害

令和元年 台風19号

大型で強い勢力で関東地域に上陸。箱根町では、総雨量が1,000ミリを超える。

- **1980年以降、また、工業化以降(1850年以降)の気温及び海面水温の上昇が、総降水量のそれぞれ約11%、約14%の増加に寄与したと見積られる。**
（気象研 川瀬ら 2020）



広島県広島市安佐北区
写真提供：
広島県砂防課

令和6年夏の猛暑

気象庁「2024年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.48℃で、1898年の統計開始以降、2023年を上回り最も高い値となった。」

- **2024年7月の記録的な高温は、地球温暖化の影響が無かったと仮定した場合はほぼ発生しえなかったことが分かった。**（文科省 2024）

※地球温暖化の寄与の評価

地球温暖化を考慮した場合と考慮しなかった場合に、異常気象などの極端な事象の発生確率や強度が、どれくらい異なるかを定量的に評価する手法である「**イベントアトリビューション**」を用いて評価している。

**今後、気候変動により大雨や台風、熱中症等のリスク増加の懸念
激甚化する気象災害や熱波に、今から備える必要がある**

2050年カーボンニュートラル宣言・2030年度目標の表明



- 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅元総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

【第203回国会における菅元内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）〈抜粋〉

成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします**。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅元総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅元内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）〈抜粋〉

地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

長期目標

**2050年
温室効果ガス
排出実質ゼロ**

中期目標

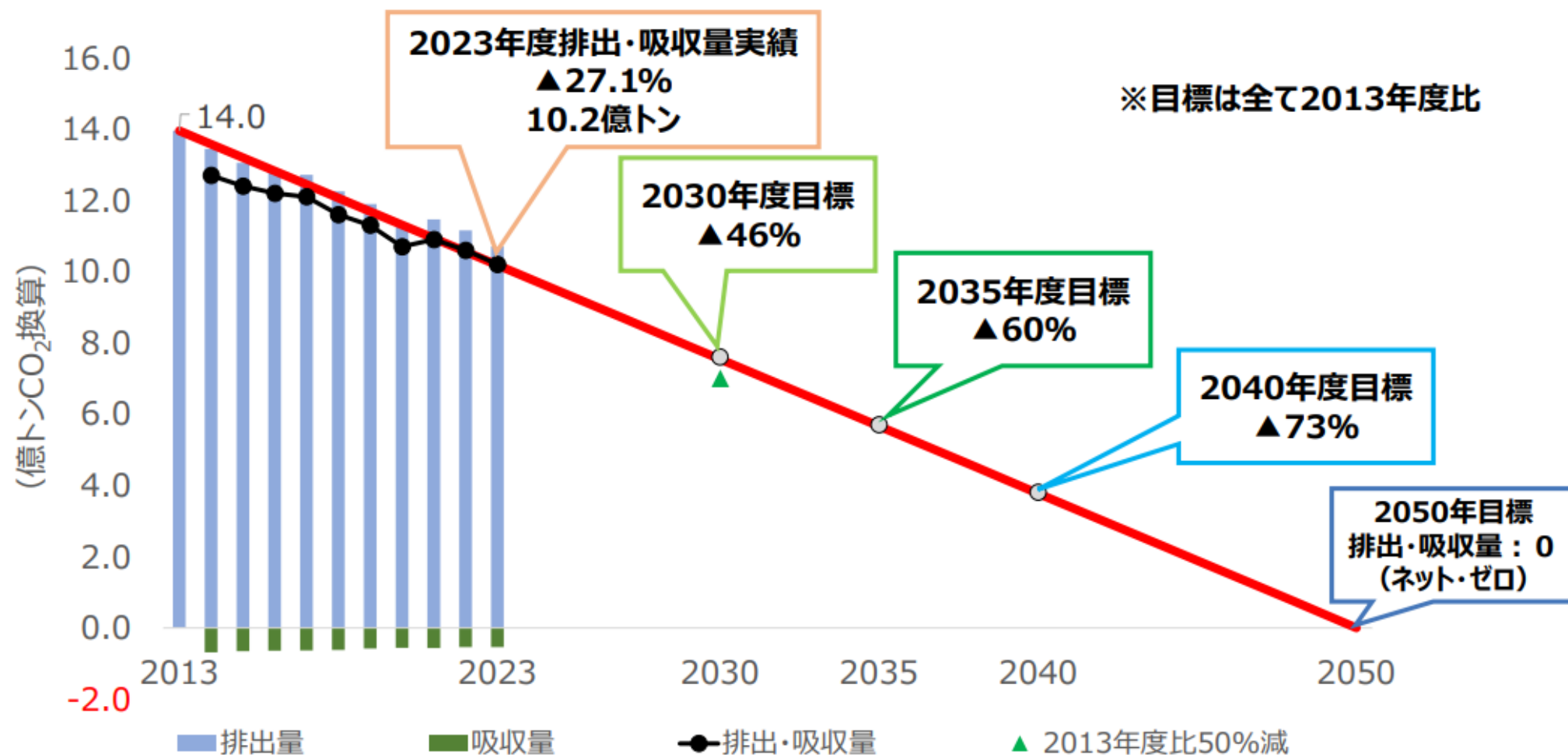
**2030年度
温室効果ガス
排出46%削減
(2013年度比)**

**さらに、50%の
高みに向けて
挑戦を続ける**

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標

たゆ

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- **1.5°C目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、各企業の**脱炭素を加速**していく。



建築物からの排出削減の必要性について

- 建築物は「業務その他部門」に該当し、2013年度で産業部門に次ぐ排出量である。
- 2030年での削減目標は51%であり、対策を進めることが重要。

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度 (2013年度比) ※1	2040年度 (2013年度比) ※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%※3)	380 (▲73%)
エネルギー起源CO ₂	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
吸収源	-	▲47.7 (-)	▲約84 (-) ※4
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

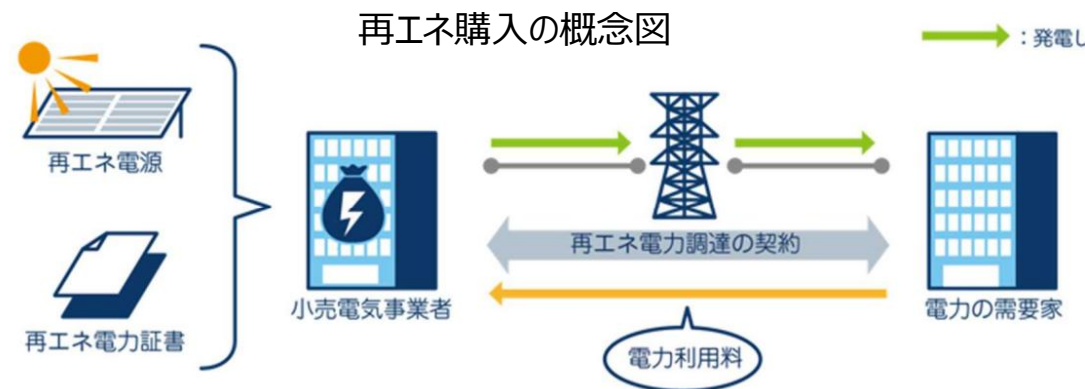
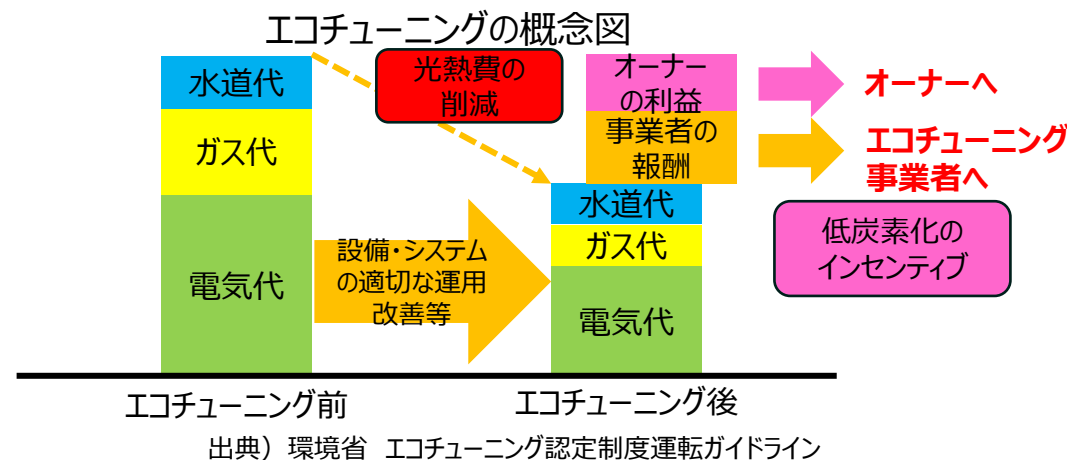
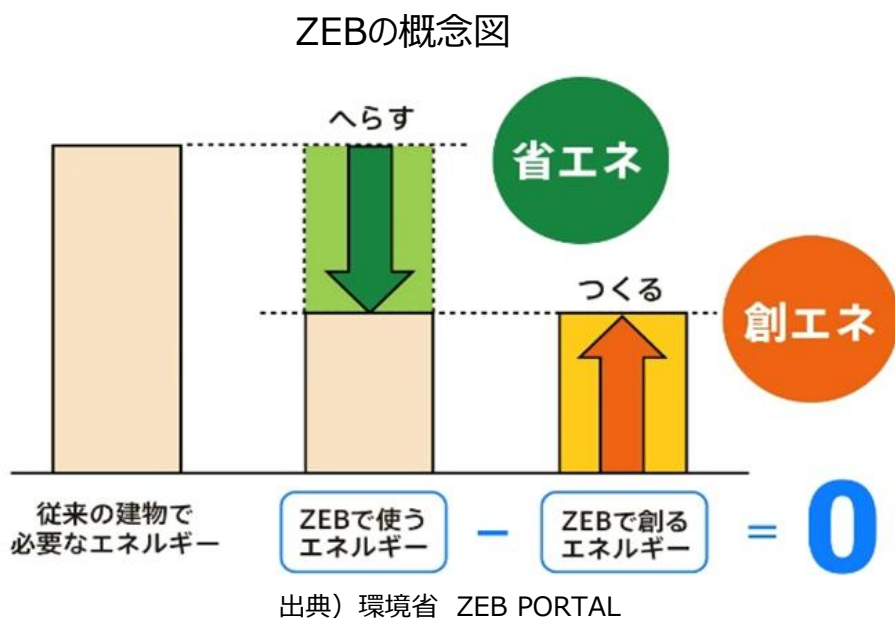
※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3(1)に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

2. 建築物の脱炭素化に向けてできること

建築物の脱炭素化に向けてできること

- 建築物の脱炭素化に向けて、
 - ・省エネだけでなく創エネを組み合わせたZEB化
 - ・既存設備のまま、運用改善等で省エネを図るエコチューニング
 - ・証書等での再エネ電力調達による使用電力の創エネ化 等がある。
- 各企業の状況や方針を踏まえて、建築物の脱炭素化へ取組を加速する。



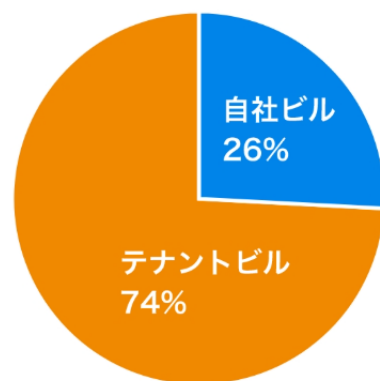
3. テナントビルの脱炭素化の重要性

テナントビルの脱炭素化の割合・課題

- 都内の上場企業の本社はテナントビル比率が高いが、ZEBとしての割合は低い。
- テナント側のニーズがオーナー側に伝わらず、テナントビルの脱炭素化が進まない。
- 2027年3月から一部企業で有価証券報告書での排出量報告が義務化され、テナント側の自社の排出量削減の取組が拡大する見込み。

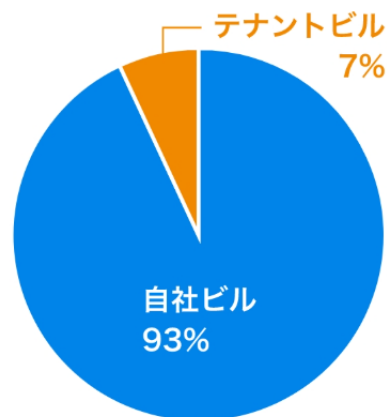
<テナントビルの割合>

東京23区内にある上場企業の本社の
自社ビル/テナントビル比率



出所) CBREウェブサイト <[cbre-propertysearch.jp/article/office_buy_or_rent_vol1/](https://www.cbre-propertysearch.jp/article/office_buy_or_rent_vol1/)>を基に作成。
注釈) 東京23区内の上場企業1720社を対象とした2013年9月時点のデータ。

ZEB採択事業における
自社ビル/テナントビル比率



出所) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ「ZEBリーディング・オーナー登録票」を基に作成。
注釈) 2020年8月時点で登録されている「事務所等」用途の91件のデータ。

<テナントビルの脱炭素化の課題>

テナントの声

- ・脱炭素なビルに入居したいが、該当ビルが見つからない。
- ・有価証券報告書での排出量報告義務化に向け、自社での排出量削減が必要。

オーナーの声

- ・テナント側の脱炭素のニーズが分からず、ビルの脱炭素化に向けた取組が進まない。

リーディングテナント行動方針

<策定の背景>

- エネルギー消費量削減への投資者と受益者が異なることの多いテナントビルにおいては、脱炭素化の取組を進めるのが難しい状況

<目的>

- テナントビルの脱炭素化に対するテナント側とオーナー側のニーズを発信することで、改修や新設のハードルを下げ、テナントビルの脱炭素化を加速させる。



<賛同内容>

賛同内容は、ZEB PORTALにて公表!

テナント向け行動方針		
	入居先選定時	入居後
①エネルギー性能の向上	省エネ性能に配慮された建物に優先入居	オーナーと協働で省エネを実施
②再生可能エネルギーの活用	再エネの活用が可能なビルに優先入居	再エネ活用をオーナーに要望
③安全性、健康・快適性、知的生産性の確保	各性能が担保されたビルに優先入居	オーナーと協働で各性能の向上を図る

①~③から選択

オーナー向け行動方針		
	テナントビル建設時	テナントビル建設後
①エネルギー性能の向上	省エネ性能に配慮された建物を建設し、評価・認証等を取得	テナントと協力して、エネルギー消費量の削減に努める
②再生可能エネルギーの活用	再エネの活用が可能な建物を建設	再エネ調達ニーズを確認し、調達検討
③安全性、健康・快適性、知的生産性の確保	各性能の向上を図る建物を建設	各性能の向上を図る検討を実施

<賛同するメリット>

- 各企業の行動方針をZEB PORTALで公表することで、企業のイメージアップを図れる。
テナント側が賛同した場合は、ロゴマークを使用し、脱炭素活動としてPRできる。
- テナント側とオーナー側でニーズがマッチした場合に、テナントビルへの入居が進む。そして、入居者が増え、脱炭素化のテナントビルが増加する。

テナント向けロゴマーク



<テナントの皆様>

- 省エネ・省CO2に取り組むこと。
- 脱炭素化されたビルに入居した際は、しっかりとした対価をオーナー側へ支払うこと。
- 上記取組を対外的にアピールすること。

<オーナーの皆様>

- 省エネ化を進めていくこと。
- その際、テナント側から対価を得るための付加価値（ビルの環境性能等）をアピールすること。



**環境省としても双方のアピールを後押しします。
テナントビルの脱炭素化へ向け、一緒に取り組みましょう！**

